

○長野県警察大学生ボランティア運用要綱の制定について

平成30年7月19日
例規第15号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

少年警察大学生ボランティアは、少年により近い目線での立ち直り支援活動等を通じて、少年の健全育成を図ることを目的とし、少年警察大学生ボランティア運用要綱の制定について（平成25年5月24日例規第18号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、この度、大学生ボランティアの裾野拡大を図るとともに、少年警察活動に限らず、警察が行う他の活動に対しても高い関心を持ち、かつ、意欲と熱意を有する大学生と連携し、日本一安全・安心な長野県の実現に向けた取組を推進するため、次のとおり長野県警察大学生ボランティア運用要綱を制定し、平成30年7月26日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

長野県警察大学生ボランティア運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、長野県警察大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 愛称

大学生ボランティアの愛称を「信州ライポ隊」とする。

第3 活動内容

1 大学生ボランティアは、警察職員と連携して、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の安全に関する活動
- (2) 少年の非行防止及び健全育成に関する活動
- (3) サイバー空間の安全確保に関する活動
- (4) 交通の安全に関する活動
- (5) その他警察本部長が必要と認める活動

2 大学生ボランティアの活動は、次の表の左欄に掲げる活動内容に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の警察職員とともに行うものとする。

活動内容	所 属
1の(1)に掲げる活動	生活安全企画課
1の(2)に掲げる活動	人身安全・少年課
1の(3)に掲げる活動	サイバー犯罪捜査課
1の(4)に掲げる活動	交通企画課
1の(5)に掲げる活動	警察本部長が指定する警察本部の所属

第4 委嘱等

1 委嘱

(1) 大学生ボランティアの委嘱は、次のいずれにも該当する者の中から、警察本部長が委嘱状（様式第1号）を交付して行うものとする。

ア 長野県内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置されるもので、大学院及び短期大学を含む。）に在籍している学生

イ 大学生ボランティアの活動に高い関心を持ち、かつ、意欲と熱意を有する者

ウ 生活安全企画課長又は交通企画課長の推薦を受けている者

- (2) 警察本部長は、大学生ボランティアを委嘱したときは、長野県警察大学生ボランティア証（様式第2号）を交付するものとする。

2 委嘱期間

大学生ボランティアの委嘱期間は、委嘱の日から翌年3月31日までとし、再委嘱を妨げない。

3 解嘱

- (1) 警察本部長は、大学生ボランティアに次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、委嘱期間中であっても解嘱することができる。

ア 本人から解嘱の申出があったとき。

イ 休学、退学その他大学生ボランティアの活動を遂行するに適さない事由があると認められるとき。

ウ 大学生ボランティアとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

- (2) 大学生ボランティアの解嘱は、警察本部長が解嘱通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

- (3) 警察本部長は、大学生ボランティアを解嘱したときは、長野県警察大学生ボランティア証を返納させるものとする。

第5 活動上の留意事項

- 1 大学生ボランティアは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 活動中は、長野県警察大学生ボランティア証を携帯し、必要があるときはこれを提示すること。
- (2) 法律上の特別な権限がないことを自覚し、人権侵害等に及ぶことのないようにすること。
- (3) 大学生ボランティアの活動を通じて知り得た個人情報等は、秘密を厳守すること。委嘱期間を満了し、又は解嘱された後も同様とする。

- 2 大学生ボランティアと活動をともし行う警察職員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 活動中における各種事故防止に留意すること。
- (2) 大学生ボランティアに過度の負担を強いることがないよう留意すること。

第6 研修

生活安全企画課長及び交通企画課長は、大学生ボランティアに対し、大学生ボランティアの活動に必要な知識及び技能の向上を図るための研修を行うものとする。

第7 庶務

大学生ボランティアの募集、委嘱状況の管理その他大学生ボランティアの運用に当たり必要となる庶務は、人身安全・少年課において行うものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、大学生ボランティアの運用に関し必要な細目的事項は、大学生ボランティアの活動内容に応じて、当該活動に関係する警察本部の所属長が定める。